

# 人事委員会年報

令和4年度

山形県人事委員会

# 目 次

## I 人事委員会

1	人事委員会	1
2	人事委員会会議	1
	(1) 人事委員会会議の開催	1
	(2) 人事委員会の議決事項等	2
3	条例に対する意見	9
4	人事委員会規則の設定、改正及び廃止	10
5	人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止	11

## II 事務局、各業務の状況

1	事務局	
	(1) 組織及び職員数	12
	(2) 事務分掌	12
	(3) 事務局職員の配置	13
	(4) 令和4年度予算の状況	14
2	給与関係業務	
	(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	15
	(2) 承認及び協議	27
	(3) 支払監理	28
3	任用関係業務	
	(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）	29
	(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）	38
	(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験	40
	(4) 警察官採用試験	43
	(5) 採用選考	47
4	審査関係業務	
	(1) 勤務条件に関する措置要求	49
	(2) 不利益処分に関する審査請求	49
	(3) 職員の苦情相談制度	50
5	監理関係業務	
	(1) 管理職員等の範囲改正	51
	(2) 職員団体の登録	51
	(3) 労働基準監督機関としての職権行使	54
6	公平委員会の事務委託関係業務	
	(1) 委託状況	58
	(2) 委託事務処理に要した経費	58

# I 人事委員会

## 1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任年月日	任期	備考
委員長	安孫子 俊彦	平成19年6月29日	4期	平成23年6月29日再任(2期) 平成27年6月29日再任(3期) 令和元年6月29日再任(4期)
委員	西村 仁美	令和3年7月13日	1期	
委員	齋藤 稔	令和4年7月9日	1期	

## 2 人事委員会会議

### (1) 人事委員会会議の開催

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開催した会議は27回である。  
会議に付された任命権者ごとの議案件数は次表のとおりであり、全議案について議決した。

任命権者	件数	任命権者	件数
知事	14	内水面漁場管理委員会	0
議会	3	教育委員会	6
選挙管理委員会	0	警察本部	4
監査委員	0	企業局	1
人事委員会	59	病院事業局	1
海区漁業調整委員会	0	計	88

※会議に付された議案は82件であるが、一の議案に複数の任命権者が関係するものを各々計上しているため、見かけ上、件数が多くなっている。

(2) 人事委員会の議決事項等

開催年月日	議案及び協議事項等
第2238回 ( 4 . 4 . 6 )	<p>議案</p> <p>1 令和4年度山形県警察官採用試験の実施について</p>
第2239回 ( 4 . 4 . 22 )	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第120条第3項第8号に定める「人事委員会が認める職員」について ○ 「人事委員会が認める職員」について、知事から協議があったものの承認</p> <p>2 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について</p> <p>3 令和4年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について</p> <p>4 選考により採用する職の承認について</p> <p>報告</p> <p>1 派遣先団体への職員等派遣状況について（令和4年4月1日現在）</p> <p>2 令和4年（措）第1号及び第2号措置要求事案に係る意見書等について</p> <p>3 令和4年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>4 行政職及び公安職の給料表の上位級格付承認基準について</p>
第2240回 ( 4 . 5 . 17 )	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則の制定について ○ 令和4年度組織改編に伴う委託地方公共団体の管理職員等の範囲の見直し</p> <p>2 令和4年（措）第1号及び第2号措置要求事案に係る確認書の提出について</p> <p>協議</p> <p>1 令和4年（措）第1号及び第2号措置要求事案に係る審査の方向性について</p> <p>報告</p> <p>1 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>2 令和3年度職員苦情相談の処理状況について</p>
第2241回 ( 4 . 6 . 1 )	<p>議案</p> <p>1 意見の聴取について ○ 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例及び山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ・ 雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員の退職手当についての改正措置に準じた所要の改正、組織変更に伴う改正</p> <p>2 令和4年（措）第1号及び第2号措置要求事案に係る判定について</p> <p>報告</p> <p>1 令和4年（措）第1号及び第2号措置要求事案に係る確認書について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2242回 ( 4 . 6 . 2 7 )	報告 1 人事委員会事務局における内部統制の実施について 2 令和4年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 3 不利益処分に関する審査請求について 4 勤務条件に関する措置の要求について
第2243回 ( 4 . 7 . 7 )	議案 1 不利益処分に関する審査請求の却下の決定及び審査請求人への却下決定の通知について 協議 1 勤務条件に関する措置の要求について 2 職員の定年引上げに伴う勤務条件に関し講ずべき措置について
第2244回 ( 4 . 7 . 1 9 )	議案 1 委員長職務代理者の指定について 2 令和4年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）の実施について 3 令和4年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について 4 令和4年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施について 5 勤務条件に関する措置の要求の受理について 協議 1 職員の定年引上げに伴う勤務条件に関し講ずべき措置について 報告 1 令和4年度山形県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定について
第2245回 ( 4 . 8 . 1 0 )	議案 1 令和4年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定について 2 令和4年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について 協議 1 職員の定年引上げに伴う勤務条件に関し講ずべき措置について
第2246回 ( 4 . 8 . 2 3 )	議案 1 条件付採用期間の延長について 協議 1 職員の定年引上げに伴う勤務条件に関し講ずべき措置について 報告 1 令和4年人事院勧告・報告等の概要について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2247回 ( 4 . 9 . 1 )	協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について (案)
第2248回 ( 4 . 9 . 8 )	議案 1 令和4年度山形県警察官A採用試験最終合格者の決定について 2 令和4年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の確定について 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について (案) 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について 3 令和4年(措)第3号措置要求事案に係る対応について 報告 1 令和4年(措)第3号措置要求事案に係る意見書について
第2249回 ( 4 . 9 . 1 5 )	議案 1 意見の聴取について ○ 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例及び山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ・ 会計年度任用職員の退職手当の支給要件の緩和に係る改正、非常勤職員の育児休業の取得要件緩和に係る改正 2 山形県人事委員会規則5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 国家公安委員会規則の廃止及び制定に伴う規定の改正 3 山形県人事委員会規則6-3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 育児参加休暇の対象期間の拡大に伴う規定の改正 4 令和4年(措)第3号措置要求事案に係る意見書に関する補足説明書の提出について 協議 1 山形県職員採用試験 (大学卒業程度) <再募集>の実実施計画について 2 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出について
第2250回 ( 4 . 9 . 2 6 )	議案 1 令和4年度山形県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について 2 条件付採用期間の延長について 3 山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 山形県職員等の育児休業に関する条例改正に伴う規則等の改正 4 山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続) 関係通知の一部改正について 5 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について 協議 1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出について 報告 1 県共闘と事務局長との会見について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2251回 (4.10.3)	<p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出について</p> <p>報告</p> <p>1 令和4年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験第1次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和4年度山形県警察官B採用試験第1次試験合格者の決定について</p>
第2252回 (4.10.6)	<p>議案</p> <p>1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出について</p>
第2253回 (4.11.9)	<p>議案</p> <p>1 令和4年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験最終合格者の決定について</p> <p>2 令和4年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 令和4年（措）第3号措置要求事案に係る反論書の提出について</p> <p>報告</p> <p>1 令和4年（措）第3号措置要求事案に係る意見書に関する補足説明書について</p> <p>2 令和4年都道府県人事委員会勧告・報告等の概要について</p> <p>3 解雇予告除外認定について</p>
第2254回 (4.11.17)	<p>議案</p> <p>1 令和4年度山形県警察官B採用試験最終合格者の決定について</p> <p>2 令和4年度山形県警察官B採用試験採用候補者名簿の確定について</p>
第2255回 (4.11.24)	<p>報告</p> <p>1 令和4年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について</p>
第2256回 (4.11.30)	<p>議案</p> <p>1 意見の聴取について</p> <p>○ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例</p> <p>・ 給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の引き上げ等に係る改正、国家公務員法等の改正を踏まえた所要の改正</p>
第2257回 (4.12.19)	<p>議案</p> <p>1 令和4年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定について</p> <p>2 令和4年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 警察官から警察行政職への任用について</p> <p>4 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について</p> <p>○ 山形県職員等の給与に関する条例の改正に伴う規定の改正</p> <p>5 令和4年改正条例附則第3項の規定に基づく号給の調整について</p> <p>報告</p> <p>1 令和4年（措）第3号措置要求事案に係る反論書について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2258回 ( 5 . 1 . 3 0 )	<p>議案</p> <p>1 審査請求の受理及び答弁書の提出について</p> <p>協議</p> <p>1 令和4年(措)第3号措置要求事案について</p> <p>2 令和5年度山形県職員採用試験実施計画(案)について</p> <p>3 山形県人事委員会規則1-1(規則の制定)等の改正等について</p> <p>報告</p> <p>1 定年引上げに伴う山形県人事委員会規則の改正等の見込みについて</p>
第2259回 ( 5 . 2 . 1 7 )	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則1-1(規則の制定)等の一部を改正する規則の設定について            ○ 地方公務員法の改正経過を踏まえた規定の整備に伴う改正</p> <p>2 山形県人事委員会規則4-3(職員の定年等に関する規則)等の一部を改正する規則の設定について            ○ 山形県職員の定年等に関する条例の改正に伴う規定の改正</p> <p>3 山形県人事委員会規則5-39(給与条例附則第3項、第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料)の設定について            ○ 山形県職員の定年等に関する条例の改正に伴う規則の新規設定</p> <p>4 山形県人事委員会規則16-1(人事統計報告)等を廃止する規則の設定について</p> <p>5 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部改正について</p> <p>6 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)関係通知の一部改正について</p> <p>7 「山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第51条の規定による承認について」の一部改正について</p> <p>8 「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について</p> <p>9 「特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について</p> <p>10 給与条例附則第3項及び第4項並びに山形県人事委員会規則5-39(給与条例附則第3項、第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料)の運用について</p> <p>11 「休日の代休日、年次有給休暇及び介護休暇の運用について」の一部改正について</p> <p>12 「特別休暇の運用について」の一部改正について</p> <p>13 令和4年(措)第3号措置要求事案に係る確認書の提出について</p> <p>協議</p> <p>1 令和4年(措)第3号措置要求事案について</p> <p>報告</p> <p>1 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>2 令和4年度労働基準監督調査の結果について</p>



開催年月日	議案及び協議事項等
第2260回 ( 5 . 2 . 2 7 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則の制定について</li> <li>2 採用選考について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察職員に係る採用選考の請求</li> </ul> </li> <li>3 定年引上げ等に伴う関係規則の改正等について</li> <li>4 地方公務員法第22条の3第1項の規定による職員の採用について</li> </ol> <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察官採用試験の見直しについて</li> </ol>
第2261回 ( 5 . 3 . 1 5 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定による任期を定めた採用の承認について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事部局に係る特定任期付職員の採用承認</li> </ul> </li> <li>2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定による任期を定めた採用の承認について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事部局に係る一般任期付職員の採用承認</li> </ul> </li> <li>3 採用選考について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事部局及び教育委員会に係る採用選考の請求</li> </ul> </li> <li>4 勤務延長の期限の延長の承認について</li> <li>5 山形県人事委員会規則 4 - 2 (職員の採用試験に関する規則) の一部を改正する規則の制定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資格加点制度の拡充に伴う試験種目の整理</li> </ul> </li> <li>6 山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則の制定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 派遣先団体の廃止 (3団体)</li> </ul> </li> <li>7 平成13年5月県人事委員会告示第5号 (口頭により開示請求を行うことができる個人情報) の廃止について</li> <li>8 職務の級の特例について</li> <li>9 令和5年(審)第1号審査請求事案に係る準備書面の提出について</li> </ol> <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年(措)第3号措置要求事案について</li> <li>2 不利益処分に関する審査請求の審査の方向性について</li> </ol> <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県共闘・公務員共闘要求書提出(春闘)の概要について</li> <li>2 令和4年(措)第3号措置要求事案に係る確認書について</li> </ol>
第2262回 ( 5 . 3 . 1 6 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務局職員の人事異動について</li> </ol>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2263回 ( 5 . 3 . 2 8 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織) の一部を改正する規則の制定について</li> <li>2 山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則の制定について</li> <li>3 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則の制定について ○ 令和5年度組織改編に伴う改正</li> <li>4 山形県人事委員会規則 7 - 5 (職員の退職管理に関する規則) の一部を改正する規則の制定について ○ 令和5年度組織改編に伴う改正</li> <li>5 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則の制定について ○ 令和5年度組織改編に伴う改正</li> <li>6 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 関係通知の一部改正について</li> <li>7 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 別表第10の規定に基づく協議について</li> <li>8 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 第8条第4項に規定する特に重要な業務を掌理する課長の職務について</li> <li>9 令和4年(措)第3号措置要求事案に係る判定について</li> <li>10 不利益処分に関する審査請求の却下の決定及び審査請求人への却下決定の通知について</li> <li>11 山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令について</li> <li>12 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について</li> </ol> <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解雇予告除外認定について</li> <li>2 採用試験に係る個人情報の提供に関する事務取扱要綱について</li> </ol>
第2264回 ( 5 . 3 . 3 0 )	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年(措)第3号措置要求事案に係る判定について</li> </ol>

### 3 条例に対する意見

意見提出 年月日	議案番号	条 例	意見の内容
4. 6. 2	令和4年6月定例会 議第69号	山形県職員等に対する退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
4. 6. 2	令和4年6月定例会 議第70号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
4. 9. 16	令和4年9月定例会 議第92号	山形県職員等に対する退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
4. 9. 16	令和4年9月定例会 議第93号	山形県職員等の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
4. 12. 1	令和4年12月定例会 議第136号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の設定について	適当なものと認める
4. 12. 1	令和4年12月定例会 議第137号	山形県職員等の定年等に関する条例の一部 を改正する等の条例の設定について(第11 条、第17条及び第18条並びに附則第17条 及び第25条を除く。)	適当なものと認める

#### 4 人事委員会規則の設定、改正及び廃止

公布年月日	規則番号	内 容	施行年月日
4. 5. 20	14-4	委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	4. 5. 20
4. 9. 20	5-2	国家公安委員会規則の廃止及び制定に伴う規定の改正	4. 9. 20
4. 9. 30	6-3	育児参加休暇の対象期間の拡大に伴う規定の改正	4. 10. 1
4. 10. 11	5-1	山形県職員等の育児休業に関する条例改正に伴う規定の改正	4. 10. 11
4. 12. 23	5-1	山形県職員等の給与に関する条例の改正に伴う規定の改正	4. 12. 23 (一部5. 4. 1)
5. 2. 21	1-1等 (※1)	地方公務員法の改正経過を踏まえた規定の改正	5. 2. 21
5. 2. 21	4-3等 (※2)	山形県職員の定年等に関する条例等の改正に伴う規定の改正	5. 4. 1
5. 2. 21	5-39	山形県職員等の給与に関する条例の改正に伴う規則の新規設定	5. 4. 1
5. 2. 21	16-1等 (※3)	規則16-1(人事統計報告)及び規則16-2(人事異動報告)の廃止	5. 2. 21
5. 3. 3	4-1	警察本部の事務処理体制の変更等に伴う規定の改正	5. 4. 1 (一部5. 3.17)
5. 3. 22	4-2	職員採用試験の資格加点制度の拡充に伴う規定の改正	5. 3. 22
5. 4. 1	2-2	令和5年度人事委員会事務局組織改編に伴う規定の改正	5. 4. 1
5. 4. 1	4-1	令和5年度組織改編に伴う職務分類表の改正	5. 4. 1
5. 4. 1	4-5	職員等の派遣対象となる公益的法人等の変更に伴う規定の改正	5. 4. 1
5. 4. 1	5-1	令和5年度組織改編に伴う規定の改正	5. 4. 1
5. 4. 1	7-5	令和5年度組織改編に伴う規定の改正	5. 4. 1
5. 4. 1	14-3	令和5年度の県職員に係る管理職員等の新規指定	5. 4. 1

(※1) 1-1、2-1、2-2

(※2) 4-3、5-1、5-2、5-5、6-1、6-2、6-3、7-5、13-5、5-1改正規則

(※3) 16-1、16-2

## 5 人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止

### (1) 給与関係

#### ○規則5-1関係通知の一部改正

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
4. 4. 22	山人委第22号	学歴免許等資格区分表に係る規定の整備	4. 4. 1
4. 10. 11	山人委第156号	期末・勤勉手当における在職期間又は勤務期間の除算期間に係る規定の整備	4. 10. 11
5. 2. 21	山人委第255号	定年引上げに伴う規定の整備、その他規定の整備	5. 4. 1
5. 4. 1	山人委第3号	組織改編に伴う規定の整備	5. 4. 1

#### ○その他

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
4. 4. 1	山人委第16号	管理職手当の支給割合の特例を受ける校長及び教頭の指定	4. 4. 1
4. 6. 1	山人委第54号	期末・勤勉手当の職務段階別加算措置の特例を受ける校長及び副校長の指定	4. 4. 1
4. 12. 23	山人委第232号	令和4年改正条例附則第3項の規定に基づく号給の調整について(昇格時号給対応表の改正に伴う規定の整備)	4. 4. 1
5. 2. 21	山人委第256号	規則5-1第51条の規定による人事委員会の承認に係る規定の整備	5. 2. 21
5. 2. 21	山人委第257号	勤勉手当の成績率の運用に係る通知の改正(定年引上げに伴う規定の整備)	5. 4. 1
5. 2. 21	山人委第258号	特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当の運用に係る規定の整備	5. 2. 21
5. 2. 21	山人委第259号	給与条例附則第3項及び第4項並びに人事委員会規則5-39の運用について(定年引上げに伴う規定の整備)	5. 4. 1
5. 2. 21	山人委第263号	規則5-1別表第20における「人事委員会が特に必要と認めるもの」及び「人事委員会が特に必要と認める職員」に係る通知の改正(定年引上げに伴う規定の整備)	5. 4. 1
5. 2. 21	山人委第264号	規則5-1第16条第1項第1号の規定等による人事委員会の承認に係る通知の改正(定年引上げに伴う規定の整備)	5. 4. 1

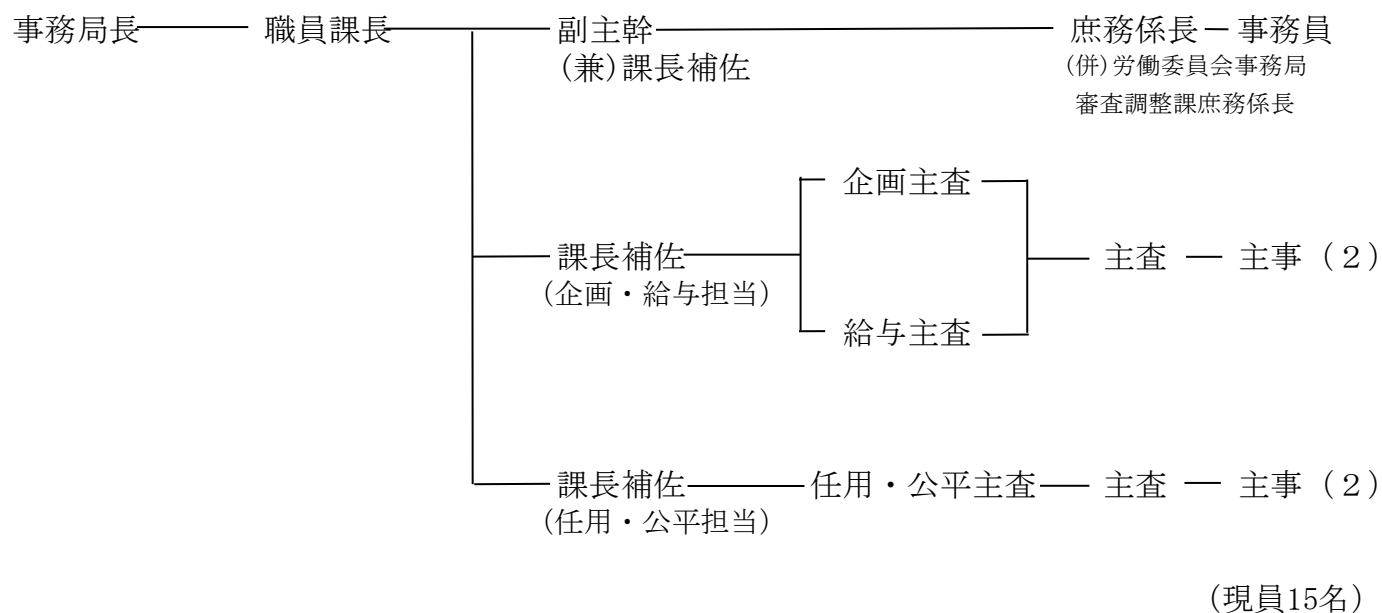
### (2) 企画関係

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
5. 2. 21	山人委第260号	休日の代休日、年次有給休暇、介護休暇及び介護時間の運用に係る通知の改正(定年引上げに伴う規定の整備)	5. 4. 1
5. 2. 21	山人委第261号	特別休暇の運用に係る通知の改正(定年引上げに伴う規定の整備)	5. 4. 1

## II 事務局、各業務の状況

### 1 事務局

#### (1) 組織及び職員数（令和5年4月1日現在）



#### (2) 事務分掌（令和5年度）

区 分	分 掌 事 務
庶 務 係	人事委員会の会議に関すること 予算及び決算並びに物品の管理に関すること 事務局職員の人事評価、任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他の人事に関すること 公印の管守、文書の收受、発送及び保存に関すること 局内の他の所管に属しないこと
企 画・給 与 担 当	議会事務に関すること 職員の勤務時間、休暇、服務等に関する制度に関すること 人事評価、退職管理その他公務員制度に関すること 労働基準法等に基づく職権行使に関すること 職員の給与に関する制度に関すること 給与に関する報告、勧告、意見の申出に関すること 給与決定事務に関すること 給与の支払監理に関すること 旅費に関すること
任 用・公 平 担 当	職員の競争試験に関すること 職員の採用選考に関すること 再任用、派遣、任期付採用制度に関すること 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査請求の審査に関すること 職員の苦情処理に関すること 職員団体に関すること

## (4) 令和4年度予算の状況

## ア 歳入予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	379	△ 357	22
諸収入	受託事業収入	総務費受託事業収入	公平事務料	817	0	817
			雑入	471	18	489
	雑入	一般社会保険料	330	△ 90	240	
		雑入	19	110	129	
		警察官採用共同試験負担金	122	△ 2	120	
合 計				1,667	△ 339	1,328

## イ 歳出予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
総務費	人事委員会費	委員会費		4,716	△ 130	4,586
			報酬	4,306	0	4,306
			旅費	400	△ 130	270
			交際費	10	0	10
		事務局費		121,589	△ 3,556	118,033
			非常勤職員報酬	1,830	550	2,380
			給与	106,460	△ 3,478	102,982
			共済費	560	0	560
			報償費	138	0	138
			旅費	1,675	△ 566	1,109
			交際費	20	0	20
			需用費	4,110	399	4,509
			役務費	1,154	9	1,163
			委託料	2,079	0	2,079
			使用料及び賃借料	1,066	△ 268	798
負担金補助金及び交付金	2,497	△ 202	2,295			
合 計				126,305	△ 3,686	122,619

## 2 給与関係業務

### (1) 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出（令和4年10月6日）

令和4年10月6日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。その概要は次のとおりである。

#### ア 報告

##### (7) 職員の給与等

本委員会は、「令和4年職員給与実態調査」を実施し、山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を調査した。調査対象となる職員の令和4年4月における給与等は次のとおりである。

##### ① 職員の構成

職員数は14,066人であり、令和3年に比べ192人減少している。

職員の平均年齢は43.0歳で、令和3年に比べ0.4歳低くなっており、平均経歴年数は20.9年で、令和3年に比べ0.4年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.9%、短大卒2.6%、高校卒16.5%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性59.2%、女性40.8%となっている。

##### ② 職員の給与

行政職給料表適用職員（3,881人、平均年齢42.7歳）の平均給与月額額は359,753円となっており、警察官、教育職員、医師等を含めた全職員（14,066人、平均年齢43.0歳）の平均給与月額額は384,966円となっている。

扶養手当の受給職員は6,026人で全職員の42.8%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は8,765円（平均扶養親族数0.8人）である。

住居手当の受給職員は2,550人で全職員の18.1%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は4,566円である。

通勤手当の受給職員は12,136人で全職員の86.3%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,618円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.1%、交通用具使用者が98.9%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.6%に達している。

### (4) 職員の給与と民間の給与との比較

#### ① 月例給

本委員会は、令和4年職員給与実態調査及び令和4年職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて



精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

令和4年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、民間給与が364,168円、職員給与が363,436円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均732円（0.20%）下回っていた。

## ② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行ってきている。

令和4年職種別民間給与実態調査の結果、令和3年8月から令和4年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、所定内給与月額額の4.35月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.25月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

## (ウ) 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、令和3年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.0となっている。また、他の東北各県職員の指数は96.8から100.4となっている。

## (イ) 消費者物価及び生計費

令和4年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、令和3年4月に比べ2.6%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した令和4年4月における山形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ106,640円、166,070円、175,630円、185,180円となっている。

## (オ) むすび

### ① 給与改定の必要性等

職員の給与決定の諸条件については、以上述べたとおりである。

月例給については、令和4年の職員給与と民間給与との較差が732円（0.20%）となっていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、令和4年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

## ② 令和4年の給与の改定

### a 給料表

給料表（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。）については、人事院が令和4年8月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じた上で、令和4年の職員給与と民間給与との較差を考慮した水準に調整する必要がある。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、人事院勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、管理職層が在職する6級以上を除き、平均0.23%引き上げる必要がある。具体的には、初任給を4,000円から3,000円、若年層については2,000円程度、管理職層が在職する6級以上を除くその他については200円から100円引き上げることが基本とする。

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

また、医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定を行う必要がある。

### b 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.10月分引き上げ、4.35月分とし、その引上げ分は勤勉手当に配分する必要がある。令和4年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。

## ③ 働き方改革と勤務環境の整備

### a 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、時間外勤務を命ずることができる上限を設定しており、任命権者においては、特例業務<sup>\*</sup>に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合、特例業務の範囲を必要最小限にしなければならないこと、その要因の整理、分析及び検証においては人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかつた理由が必要とされることを踏まえ、その運用を厳格に行う必要がある。

昨年度の上限時間等を超えた職員が従事していた主な特例業務は、新型コロナウイルス感染症対策業務等であった。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策業務に加え、8月の豪雨災害対応業務が発生している。任命権者においては、緊急の事態に係る特定部署の負担増加に対する他部署から

の一時的な応援による対応など、引き続き、業務量の増加に応じた人員配置を柔軟に行う必要がある。

また、時間外勤務の縮減に向けて、職員の勤務時間の実態を把握し、業務管理を行うことは重要であり、任命権者においては、客観的な方法又は所属長等の現認により職員の勤務時間を適切に把握し、その上で職場におけるマネジメントが徹底されるよう取り組んでいく必要がある。加えて、「山形県行財政改革推進プラン2021」に基づく事務事業の見直しやICTを活用した業務効率化の取組は、職員の業務時間削減に直接的に寄与するものであることから、一層推進する必要がある。

令和3年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

年次有給休暇については、年次有給休暇の確実な取得に関する労働基準法の趣旨及び国家公務員における年5日以上の子年次休暇の使用促進の取組を踏まえ、引き続き、取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

なお、教育職員の多忙化の解消は重要な課題である。文部科学省では、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を指針に格上げするなど、教育職員の長時間勤務の改善に必要な取組を促している。

本県教育委員会においては、令和元年12月に「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期）」を策定し、教育職員の働き方改革に積極的に取り組んでおり、その一環として、客観的な記録に基づく勤務時間の管理や、ICTの活用による業務負担軽減が図られている。また、部活動改革については、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践研究を行うなど、取組が進められている。引き続き、適正な勤務時間管理に加え、更なるICTの活用や部活動改革などの働き方改革の取組を一層推進する必要がある。

※ 特例業務とは、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務をいう。

## **b 仕事と生活の両立支援**

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。本県では、任命権者において、知事の本

部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。

任命権者が策定した特定事業主行動計画において取得を推進している男性職員の育児休業については、各任命権者とも取得率が確実に伸びているものの、教育職員の職場では更なる向上が期待されることから、引き続き、職員への意識啓発や職場全体の機運醸成を含め、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを一層推進する必要がある。

今般、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により育児休業の取得回数制限が緩和され、併せて、国家公務員に準じて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業等に関する措置が講じられた。これらの両立支援制度が、会計年度任用職員を含め、職員に広く活用されるよう、制度の周知や利用しやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

また、柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、重要な課題である。テレワークについては、任命権者において、制度拡充や利用手続の簡素化、強化月間の設定等の取組により利用実績が大幅に伸びており、ウィズコロナ時代に対応して職員への意識啓発や更なる利用促進を図り、引き続き、テレワーク等の柔軟な働き方の推進に向け、各種制度を利用しやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。

なお、人事院においては、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めることとしていることから、本県としても、その動向に留意していく必要がある。

#### c. 職員の健康づくりの推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職員の心身の健康管理が重要である。特に、精神及び行動の障害による長期病休者は増加傾向にあり、任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。

また、長時間労働は過労死等の主な原因の一つであることから、長時間労働を行った職員への医師による面接指導について、対象職員に申出の勧奨を行うとともに、業務多忙で面接時間を確保できない場合はオンラインを活用するなど、効果的に面接指導を実施できるよう、適切に対応する必要がある。

#### d ハラスメントの防止

令和元年6月の労働施策総合推進法の改正等に基づき、令和2年6月から職場におけるハラスメントの防止対策が強化されたこと等を踏まえ、任命権者においては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に係る指針等を改訂し、職員への意識啓発や相談体制の整備等、ハラスメントの防止に努めているところである。

任命権者においては、引き続き、ハラスメントの防止対策について適切に推進する必要がある。

#### ④ 人材の確保及び育成

少子化が進行する中で、本県の職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。民間や国との人材獲得競争の激化を踏まえ、採用試験受験者の増加、ひいては優れた人材の確保に向け、任命権者との連携を強化し、より効果的な対策を速やかに検討・実施していく必要がある。

また、本県では、職員採用試験（大学卒業程度）において、近年、最終合格者に占める女性の割合が約4割まで高まってきている。任命権者は、女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、引き続き、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を考慮した人事管理に努めていく必要がある。

障がい者の雇用については、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体の責務に率先して障がい者を雇用する努力義務が加えられるなど、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置が盛り込まれたこと等を踏まえ、任命権者においては、引き続き、障がい者の活躍を推進するための環境整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

#### ⑤ 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々  
の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## イ 勸告

### (7) 給料表

現行の給料表を別記1（省略）のとおり改定すること。

#### (イ) 期末手当及び勤勉手当

##### ① 令和4年12月期の支給割合

a 職員（再任用職員を除く。）について、勤勉手当の支給割合を1.025月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、勤勉手当の支給割合を1.225月分とすること。

b 再任用職員について、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

ただし、再任用職員である特定幹部職員にあつては、勤勉手当の支給割合を0.6月分とすること。

c 特定任期付職員及び任期付研究員について、期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

##### ② 令和5年6月期以降の支給割合

a 職員について、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

ただし、特定幹部職員にあつては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分とすること。

b 特定任期付職員及び任期付研究員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

#### (ウ) 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、(イ)の②については令和5年4月1日から実施すること。

## ウ 勸告の取扱い

実施時期も含めて、勸告のとおり給与改定が実施された。

## エ 定年引上げに関する意見の申出

令和3年6月4日、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立し、国家公務員及び地方公務員の定年の引上げに関する制度が令和5年4月1日から施行される。

この定年の引上げは、少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている我が国において、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくため、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同

様に本格的に活用していくことを目的とするものであり、若年労働力人口の減少が深刻化している本県においても、行政サービスの低下を招くことのないよう対応していくことが重要である。

本委員会は、令和3年10月7日付けの職員の給与等に関する報告において、「定年の引上げに伴う勤務条件に関し講ずべき措置について、検討を進めることとする」旨述べたところであり、その検討の結果、本県においても、地方公務員法等の改正の趣旨を踏まえ、定年引上げに関する制度について、下記により関係条例の整備を行うことが適当であると認められるので、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、意見を申し出る。

#### (7) 定年制度の見直し

##### ① 定年の見直し

地方公務員の定年は、地方公務員法上、国家公務員の定年を基準として各地方公共団体において条例で定めるものとされている。

国家公務員の定年が60歳から65歳に引き上げられることを踏まえ、本県においても、職員の定年を65歳とすること。

なお、定年の引上げにおいては、国家公務員に係る措置に準じて、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、2年に1歳ずつ段階的に引き上げること。

##### ② 暫定再任用職員制度

地方公務員法の改正に伴い、任命権者は、定年の段階的な引上げを行う間、一定の年齢に達する年度の末日までの間にある者を任期を定めて常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができることとされている。

本県においても、定年の段階的な引上げを行う間、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が支給される65歳までの間の雇用確保のための暫定的な措置として、定年退職をした者及び定年前再任用短時間勤務の職に採用され、任期満了により退職した者のうち、65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を、現行の再任用制度と同様に、任期を定めて常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるよう措置すること。

#### (4) 管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度

地方公務員法の改正に伴い、定年引上げ後の組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持していくため、新たに管理監督職勤務上限年齢を設定し、管理監督職を占める職員で管理監督職勤務上限年齢に達している職員については、管理監督職以外の職への降任等を行うこととされている。

これに関して、管理監督職の範囲、管理監督職勤務上限年齢については、各地方公共団体において条例で定めるものとされており、国家公務員及び他の都道府県職員との間に権衡を失しないよう配慮しつつ、本県の任用実態を踏まえ、

設定すること。

#### (ウ) 定年前再任用短時間勤務制度

地方公務員法の改正に伴い、任命権者は、一定の年齢に達した日以後に退職した者を定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができることとされている。

本県においても、定年引上げ後の60歳以降の職員の健康上、人生設計上の理由等による多様な働き方に対応するため、60歳に達した日以後に退職をした者を、定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができるよう制度を導入すること。

なお、上記により短時間勤務の職に採用された職員の給与以外の勤務条件については、現行の再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとすること。

#### (イ) 給与

##### ① 60歳を超える職員の給料

本県における高齢期雇用の実態として、民間の多くは再雇用制度により対応しており、定年制がない事業所及び定年年齢を61歳以上に設定している事業所は30.5%である。これらの事業所のうち、3割を超える事業所は60歳で給与を減額しており、60歳で給与を減額する事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準は約7割となっている。これは、全国においても同様の傾向となっている。

国家公務員においては、当分の間、60歳を超える職員の俸給月額について、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とすることとしている。

本県においても、定年の引上げに伴う60歳を超える職員の給料について、地域の民間給与を勘案しつつも、公務における定年の引上げが民間に先行するものであることを踏まえ、国家公務員に講じられる措置に準じた措置とすること。

##### ② 管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員の給料

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員の給料月額について、国家公務員に講じられる措置に準じて、特定日に上記①により受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が他の職への降任等をされた日の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端



数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、上記①により受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。

ただし、当該給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合においては、当分の間、特定日以後、上記により受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。

### ③ 定年前再任用短時間勤務職員の給与

#### a 給料

新法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表について、別記2(省略)のとおりとし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、1週間当たりの当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。)とすること。

#### b 諸手当

(a) 定年前再任用短時間勤務職員には、初任給調整手当、扶養手当、地域手当(山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年山形県条例第30号)第12条の3及び第12条の4の規定による手当に限る。)、住居手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給しないこと。

(b) 定年前再任用短時間勤務職員に支給される期末手当及び勤勉手当について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員に支給される期末手当及び勤勉手当については、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

(c) 定年前再任用短時間勤務職員に支給される交通用具使用に係る通勤手当について、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、常勤の職員に支給される額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすること。

(d) 定年前再任用短時間勤務職員に支給される時間外勤務手当について、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する時間外勤務手当の支給割合を100分の100とすること。

#### ④ 暫定再任用職員の給与

##### a 給料

改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額について、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される別記2（省略）の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とすること。

ただし、暫定再任用職員のうち、短時間勤務の職を占める者（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に上記③のaの例により算出した額とすること。

##### b 諸手当

暫定再任用職員の諸手当については、上記③のb（(c)及び(d)は暫定再任用短時間勤務職員に限る。）の例によること。

#### (オ) 実施時期

(ア)から(エ)までの内容は、令和5年4月1日から実施すること。

#### (カ) その他

##### ① 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年引上げに伴い高齢層職員の割合が相対的に高まる中、高齢層職員の士気の維持・向上を図り、また、組織活力を維持していくことは重要である。

任命権者においては、高齢層職員に対して、組織において期待される役割について理解を深めるための研修を実施するなど、高齢層職員の幅広い職務における活躍を促し、その多様な知識や経験を公務内で積極的に活かせる環境整備に努めていく必要がある。また、組織全体としての活力を維持していくため、特に定年の段階的引上げが行われる間は、中長期的な観点から新規採用者数をはじめとする定員管理の在り方について検討する必要がある。

##### ② 職員の給与に関する人事委員会の対応

##### a 60歳を超える職員の諸手当

国家公務員においては、60歳を超える職員の俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、管理職員特別勤務手当について、60歳前の額の

7割を基本に設定している。

本県においても、60歳を超える職員の給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別勤務手当については、国家公務員に係る措置及びその考え方に準じ、60歳前の額の7割を基本に設定する必要がある。

**b 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当**

(a) 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額について、調整基本額にその者に係る調整数を乗じて得た額に、1週間当たりの当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）とする必要がある。

(b) 国家公務員における定年前再任用短時間勤務職員の俸給の特別調整額については、職員の区分に応じた額に、1週間当たりの当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額としている。また、管理職員特別勤務手当については、新たに定年前再任用短時間勤務職員の区分を設定している。

本県においても、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当について、国家公務員に係る措置を基本として支給区分及び額を検討する必要がある。

**c 暫定再任用短時間勤務職員の諸手当**

暫定再任用短時間勤務職員の給料の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当については、上記bの例によることとする必要がある。

**d 降任後の給料**

管理監督職勤務上限年齢制により降任する職員が生じることから、降格時の号給決定の在り方について研究を進める必要がある。

**e 国における検討事項**

高齢層職員の給与に関して、国では国家公務員の給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずることとしていることから、本委員会としても、その動向を注視していくこととする。

(2) 承認及び協議

ア 基準承認等

同意年月日	任命権者	内 容
4. 9. 26	教 育	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
5. 2. 27	教 育	定年引上げ等に伴う関係規則の改正等について
5. 3. 22	知 事	山形県職員日額旅費支給規程の一部改正について

イ 個別承認

(7) 規則5-1に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		そ の 他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
資 格 基 準	50条	局 長										
在 級 年 数	15条	局 長										
初 任 給	16条	局 長										
	22条	局 長										
	23条	局 長										
	24条	局 長										
	51条	委員会										
	計											
昇 格	25条	局 長					2	22			2	22
	51条	委員会										
	計						2	22			2	22
降 格	29条	局 長										
給 料 表 の 異 動	30条	局 長										
	32条	局 長	1	13	2	27					3	40
	計		1	13	2	27					3	40
給 料 の 訂 正	49条	局 長										
死 亡 に よ る 特 別 昇 格 等	27条	委員会										
職 務 の 級 の 特 例 決 定 の 特 例	51条	委員会					1	1			1	1
そ の 他	51条	委員会										
合 計			1	13	2	27	3	23			6	63

(1) 規則4-5に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		そ の 他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
昇 格	4条	局 長	該当なし									

ウ 各種協議

同意年月日	任命権者	内 容
4. 4. 22	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第120条第3項第8号に定める「人事委員会が認める職員」について
4. 6. 6	警 察	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第117条の「やむを得ない事情」について
5. 3. 28	教 育	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第8条第4項に規定する特に重要な業務を掌理する課長の職務について
5. 3. 28	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)別表第10の規定に基づく「人事委員会と協議して定めるもの」について

(3) 支払監理

区 分	知 事	教 育	警 察
公署数		8	2

### 3 任用関係業務

#### (1) 県職員採用試験（大学卒業程度）

##### ア 実施概要

○令和4年6月19日実施分

項 目	内 容
告 知	R 4. 4. 28 (木)
受験申込受付期間	インターネット：R 4. 4. 28 (木) ～5. 25 (水) (午後5時15分までの受信有効)
試 験 区 分	行政、警察行政、病院経営、福祉・心理、総合土木、建築、化学、一般農業（農業）、一般農業（畜産）、林業、水産、電気、警察建築
受 験 資 格	(1) S58. 4. 2からH13. 4. 1までに生まれた者 (2) H13. 4. 2以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はR 5. 3. 31までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又はR 5. 3. 31までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	試験日 R 4. 6. 19 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス 立教大学池袋キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間30分） 専門試験（多肢選択式 40問 2時間） 外国語資格調査
第1次合格者発表	R 4. 6. 27 (月) 15:00

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 4. 7. 2 (土)、20 (水) ~22 (金)、25 (月) ~29 (金)、8. 1 (月) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1時間) 人物試験 (集団討論、個別面接、適性検査)
採用候補者名簿確定	R 4. 8. 10 (水)
最終合格者発表	R 4. 8. 10 (水)
旧 名 簿 失 効	R 4. 8. 10 (水)

○再募集 (令和 4 年 11 月 13 日実施分)

項 目	内 容
告 知	R 4. 9. 27 (火)
受験申込受付期間	インターネット: R 4. 9. 27 (火) ~11. 4 (金) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
試 験 区 分	総合土木、林業、電気、工業化学、病院経営
受 験 資 格	(1) S 58. 4. 2 から H13. 4. 1 までに生まれた者 (2) H13. 4. 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業した者又は R 5. 3. 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
第 1 次 試 験	試験日 R 4. 11. 13 (日) 場 所 山形県庁 内 容 教養試験 (多肢選択式 40 問 2 時間) 専門試験 (多肢選択式 30~40 問 2 時間) 適性検査 (第 2 次試験種目) 外国語資格調査
第 1 次 合格者発表	R 4. 11. 24 (木)

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 4. 12. 3 (土) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1時間) 人物試験 (個別面接)
採用候補者名簿確定	R 4. 12. 19 (月)
最 終 合 格 者 発 表	R 4. 12. 19 (月)
旧 名 簿 失 効	-



イ 専門試験の出題分野

○令和4年6月19日実施分

試験区分	出題分野	出題形式
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	多 肢 選 択 式
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学	
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	
一般農業（畜産）	栽培学汎論、作物学、土壌肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
警察建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	

○再募集（令和4年11月13日実施分）

試験区分	出題分野	出題形式
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	多 肢 選 択 式
林業	森林施策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
工業化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学	

ウ 試験結果

○令和4年6月19日実施分

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
行政	303	239	130	63	3.8	41
警察行政	37	25	10	4	6.3	3
病院経営	6	5	4	2	2.5	2
福祉・心理	16	11	8	4	2.8	4
総合土木	35	29	22	18	1.6	16
建築	2	2	2	1	2.0	1
化学	11	7	4	3	2.3	3
一般農業(農業)	24	22	18	10	2.2	9
一般農業(畜産)	10	8	5	5	1.6	4
林業	10	10	7	5	2.0	5
水産	4	3	2	1	3.0	1
電気	11	8	5	4	2.0	1
警察建築	3	3	1	1	3.0	1
計	472	372	218	121	3.1	91

※採用者数は、R5.4.1確定

○再募集(令和4年11月13日実施分)

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
総合土木	11	10	5	2	5.0	2
林業	6	5	3	2	2.5	1
電気	5	5	3	1	5.0	1
工業化学	3	2	1	1	2.0	1
病院経営	11	10	5	2	5.0	1
計	36	32	17	8	4.0	6

※採用者数は、R5.4.1確定

エ 受験者の状況

① 受験者数の推移

○令和4年6月19日実施分

(単位：人)

年度 試験区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4
行政	282	319	300	277	239
警察行政	58	45	46	36	25
病院経営			11	6	5
福祉・心理	17	16	29	22	11
総合土木	25	35	25	29	29
建築	4	8	3	7	2
化学		4	10	8	7
一般農業(農業)	22	22	23	21	22
一般農業(畜産)	4	7	7	3	8
林業	14	10	7	10	10
水産	4	6	6	5	3
電気	7	10	12	11	8
電子		3			
機械	4	8			
電子情報				2	
工業化学	11	6	5	6	
農芸化学		5			
工業デザイン					
少年補導専門官	19				
警察科学(化学)					
警察科学(法医)				6	
警察建築			1	2	3
警察電気					
計	471	504	485	451	372

○再募集（令和4年11月13日実施分）

（単位：人）

年度 試験区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4
総合土木			18	10	10
林業			9	13	5
電気		8			5
工業化学					2
病院経営				15	10
計		24	29	38	32

② 出身学校 (令和4年度)

○令和4年6月19日実施分

(単位：人)

試験区分	学歴 区分	大 学			短 高 大 専	専 門 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	112	11	104	3	4	5		239
	合格者	46	2	15					63
警 察 行 政	受験者	4	2	16			3		25
	合格者	2		2					4
病 院 経 営	受験者	3	1	1					5
	合格者	1		1					2
福 祉 ・ 心 理	受験者	5		6					11
	合格者	4							4
総 合 土 木	受験者	14		9	1		5		29
	合格者	11		4	1		2		18
建 築	受験者	1	1						2
	合格者	1							1
化 学	受験者	6		1					7
	合格者	3							3
一般農業(農業)	受験者	16		5	1				22
	合格者	9		1					10
一般農業(畜産)	受験者	2	1	4			1		8
	合格者	2	1	2					5
林 業	受験者	2	4	3		1			10
	合格者	2	2	1					5
水 産	受験者			3					3
	合格者			1					1
電 気	受験者	3	1	4					8
	合格者	3	1						4
警 察 建 築	受験者			3					3
	合格者			1					1
計	受験者	168	21	159	5	5	14		372
	合格者	84	6	28	1		2		121

## ○再募集（令和4年11月13日実施分）

（単位：人）

試験区分		学 歴		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立							
総 合 土 木	受験者			6				4			10
	合格者			2							2
林 業	受験者	1	1	2	1						5
	合格者	1		1							2
電 気	受験者	1		4							5
	合格者			1							1
工 業 化 学	受験者	2									2
	合格者	1									1
病 院 経 営	受験者	2	1	7							10
	合格者	1		1							2
計	受験者	6	2	19	1			4			32
	合格者	3		5							8

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）

ア 実施概要

項目	内容
告知	R 4. 8. 5（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 4. 8. 5（金） ～9. 2（金）（午後5時15分までの受信有効）
試験区分	保育士
受験資格	S58. 4. 2からH15. 4. 1までに生まれた者で、司書の資格を有する者又はR 5. 3. 31までに当該資格を取得する見込みの者
第1次試験	日時 R 4. 9. 25（日） 場所 山形大学小白川キャンパス 内容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間） 専門試験（多肢選択式 40問 2時間）
第1次合格者発表	R 4. 10. 3（月）
第2次試験	日時 R 4. 10. 8（土）、19（水）～27（木） 場所 山形県庁 内容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 4. 11. 9（水）
最終合格者発表	R 4. 11. 9（水）
旧名簿失効	R 4. 11. 10（木）

イ 試験結果

（単位：人、倍）

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
保育士	9	7	4	2	3.5	2

※採用者数は、R 5. 4. 1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

（単位：人）

年度 試験区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4
保育士	9	11	10	14	7

② 出身学校（令和4年度）

（単位：人）

試験 区分	学歴 区分	大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	計
		国 立	公 立	私 立				
保 育 士	受験者							7
	合格者							2



(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験

ア 実施概要

項 目	内 容
告 知	R 4. 8. 5（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 4. 8. 5（金） ～9. 2（金）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	（高校卒業程度）行政、警察行政、総合土木 （市町村立学校事務職員）
受 験 資 格	H13. 4. 2からH17. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学 （短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者 又はR 5. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 4. 9. 25（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、庄内総合支庁 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間） 専門試験（多肢選択式 40問 2時間、総合土木のみ）
第1次合格者発表	R 4. 10. 3（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 4. 10. 8（土）、19（水）～27（木） 場 所 山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 4. 11. 9（水）
最終合格者発表	R 4. 11. 9（水）
旧 名 簿 失 効	R 4. 11. 10（木）

## イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分		区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
					1次	最終(b)		
高校卒業程度		行政	73	66	29	16	4.1	14
		警察行政	55	50	21	9	5.6	8
		総合土木	17	15	12	10	1.5	8
		計	145	131	62	35	3.7	30
		市町村立学校事務	59	56	30	13	4.3	11

※採用者数は、R 5. 4. 1 確定

## ウ 受験者の状況

### ① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分		年度	H30	R元	R 2	R 3	R 4
			高校卒業程度	行政	110	86	106
	警察行政	71	79	59	58	55	
	総合土木	10	13	7	20	17	
	計	191	178	172	163	145	
		市町村立学校事務	164	163	154	124	59

※市町村立学校事務のR 3以前は、小・中学校事務 I・IIの合計人数

② 出身学校（令和4年度）

（単位：人）

試験 区分		学歴 区分	短大 高専	専門 学校	高 校		中 学	計	
					公 立	私 立			
高 校 卒 業 程 度	行 政	受験者	7	29	27	3		66	
		合格者	3	9	3	1		16	
	警察行政	受験者	3	13	22	12		50	
		合格者		3	4	2		9	
	総合土木	受験者	1	1	13			15	
		合格者			10			10	
	計	受験者	11	43	62	15		131	
		合格者	3	12	17	3		35	
	市町村立学校 事務職員		受験者	6	15	30	5		56
			合格者	1	7	4	1		13

#### (4) 警察官採用試験

##### ア 実施概要

##### ① 警察官A (男性)

項目	内容
告知	R 4. 4. 19 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 4. 4. 19 (火) ～ 6. 13 (月) (消印有効) インターネット：R 4. 4. 19 (火) ～ 6. 13 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受験資格	S62. 4. 2からH17. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はR 5. 3. 31までに卒業見込みの者に限る。
第1次試験	日時 R 4. 7. 10 (日) 場所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、体力検査1
第1次合格者発表	R 4. 7. 19 (火)
第2次試験	日時 R 4. 8. 7 (日)、18 (木)、19 (金)、23 (火) 場所 山形県警察学校 内容 作文試験(1時間)、人物試験(集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 4. 9. 8 (木)
最終合格者発表	R 4. 9. 8 (木)
旧名簿失効	R 4. 9. 7 (水)

##### ② 警察官A (女性)

項目	内容
告知	R 4. 4. 19 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 4. 4. 19 (火) ～ 6. 13 (月) (消印有効) インターネット：R 4. 4. 19 (火) ～ 6. 13 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受験資格	S62. 4. 2からH17. 4. 1までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はR 5. 3. 31までに卒業見込みの者に限る。
第1次試験	日時 R 4. 7. 10 (日) 場所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、体力検査1
第1次合格者発表	R 4. 7. 19 (火)
第2次試験	日時 R 4. 8. 7 (日)、18 (木)、19 (金)、23 (火) 場所 山形県警察学校 内容 作文試験(1時間)、人物試験(集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 4. 9. 8 (木)
最終合格者発表	R 4. 9. 8 (木)
旧名簿失効	R 4. 9. 7 (水)

③ 警察官 A (武道指導)

項 目	内 容
告 知	R 4. 4. 19 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 4. 4. 19 (火) ～ 6. 13 (月) (消印有効) インターネット：R 4. 4. 19 (火) ～ 6. 13 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	S 62. 4. 2 から H 17. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 5. 3. 31 までに卒業見込みの者で、かつ、次の要件をすべて満たす者に限る。 < 武道指導・柔道 > ・柔道の段位が 3 段以上の者又は R 5. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ・全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者 < 武道指導・剣道 > ・剣道の段位が 3 段以上の者又は R 5. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ・全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者
第 1 次 試 験	日 時 R 4. 7. 10 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、体力検査 1
第 1 次合格者発表	R 4. 7. 19 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 4. 8. 7 (日)、8 (月)、18 (木) 場 所 山形県警察学校、山形県警察三隊合同庁舎 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査 2、実技試験
採用候補者名簿確定	R 4. 9. 8 (木)
最終合格者発表	R 4. 9. 8 (木)
旧 名 簿 失 効	R 4. 9. 7 (水)

④ 警察官B（男性）

項 目	内 容
告 知	R 4. 4. 19（火）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 4. 7. 15（金）～8. 29（月）（消印有効） インターネット：R 4. 7. 15（金） ～8. 29（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S62. 4. 2からH17. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 5. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 4. 9. 18（日） 場 所 山形学院高等学校、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、体力検査1
第1次合格者発表	R 4. 10. 3（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 4. 10. 16（日）、10. 28（金）、31（月）、11. 1（火） 場 所 山形県警察学校 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 4. 11. 17（木）
最終合格者発表	R 4. 11. 17（木）
旧 名 簿 失 効	R 4. 11. 18（金）

⑤ 警察官B（女性）

項 目	内 容
告 知	R 4. 4. 19（火）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 4. 7. 15（金）～8. 29（月）（消印有効） インターネット：R 4. 7. 15（金） ～8. 29（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S62. 4. 2からH17. 4. 1までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 5. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 4. 9. 18（日） 場 所 山形学院高等学校、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、体力検査1
第1次合格者発表	R 4. 10. 3（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 4. 10. 16（日）、10. 28（金）、31（月）、11. 1（火） 場 所 山形県警察学校 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 4. 11. 17（木）
最終合格者発表	R 4. 11. 17（木）
旧 名 簿 失 効	R 4. 11. 18（金）

## イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
警察官A(男性)	162	96	63	22	4.4	18
警察官A(女性)	50	28	21	8	3.5	6
警察官A(武闘導・柔道)	0	-	-	-	-	-
警察官A(武闘導・剣道)	1	1	1	1	1.0	1
警察官B(男性)	136	109	69	25	4.4	21
警察官B(女性)	48	39	35	10	3.9	7
計	397	273	189	66	4.1	53

※採用者数は、R5.4.1確定

## ウ 受験者の状況

### ① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分	年度	H30	H31	R2	R3	R4
警察官A(男性)		217	180	166	139	96
警察官A(女性)		50	43	45	40	28
警察官A(武闘導・柔道)		0	1	1	1	-
警察官A(武闘導・剣道)		0	1	0	-	1
警察官B(男性)		193	168	168	154	109
警察官B(女性)		54	54	53	37	39
計		514	447	433	371	273

### ② 出身学校(令和4年度)

(単位：人)

試験区分	学歴	大 学		短 大 専	専 門 校	高 中 学	計
		国公立	私 立				
警察官A(男性)	受験者	19	77				96
	合格者	4	18				22
警察官A(女性)	受験者	8	20				28
	合格者	2	6				8
警察官A(武闘導・柔道)	受験者						-
	合格者						-
警察官A(武闘導・剣道)	受験者	1					1
	合格者	1					1
警察官B(男性)	受験者			1	28	80	109
	合格者				13	12	25
警察官B(女性)	受験者		1	3	7	28	39
	合格者			1	1	8	10
計	受験者	28	98	4	35	108	273
	合格者	7	24	1	14	20	66

## (5) 採用選考（任命権者に委任しているものを除く）

## ア 採用選考（R4.4.1～R5.3.31 承認ベース）

(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者					計	
		知事	議会	教育委員会	警本 察部	病院 事業局		
8条1号 (係長級 以上の 職)	職務分類表1 (職務分類表 2及び3以外 の職)	部長級						
		次長級	2				2	
		課長級	3		11		14	
		課長補佐級			3	1	4	
		主査級	2		3	1	6	
		係長級	1				1	
	職務分類表2 (警察官)	参事官級						
		課長級						
		課次長級						
		課長補佐級						
		係長級						
	小計		8		17	2	27	
	8条2号 (国、他 県からの 割愛)	職務分類表1 (職務分類表 2及び3以外 の職)	部長級					
			次長級					
課長級								
課長補佐級								
主査級								
係長級						1	1	
主事級		6				6		
職務分類表2 (警察官)		部長級						
		参事官級						
		課長級				5	5	
		課次長級				1	1	
		課長補佐級				7	7	
		係長級				3	3	
		係員				4	4	
小計		6			21	27		



(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者					計
		知事	議会	教育委員会	警本 察部	病院 事業局	
8条7号 (試験によることが不 適当と人事 委員会が認 める職)	行政 ( I C T )	1					1
	行政 ( 国際 ・ 観光 )	2					2
	行政 ( 社会人経験者 )	4					4
	総合土木 ( 社会人経験者 )	1					1
	産業技術短期大学校指導員	2					2
	学芸員 ( 地学 )	1					1
	学芸員 ( 民俗 )	1					1
	小 計	12					12
合 計		26		17	23		66

## イ 選考試験 (公募によるもの)

(単位：人、倍)

試験区分	区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
				1次	最終(b)		
産業技術短大指導員		1	1		1	1.0	2
行政(社会人経験者)		19	15	12	1	15.0	1
追加募集		19	14	13	3	4.7	3
行政 ( I C T )		1	1	1	1	1.0	1
追加募集		1	1	1	0		
行政(国際・観光)		0					
追加募集		2	2	2	2	1.0	2
総合土木(社会人経験者)		1	1		1	1.0	1
追加募集		1	1		0		
学芸員 ( 地学 )		10	10	6	1	10.0	1
学芸員 ( 民俗 )		23	21	12	1	21.0	1

※なお、合格者数の1次の欄が斜線の試験区分は、1次試験と2次試験に分けず一括して実施

#### 4 審査関係業務

##### (1) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、これを審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告を行う。

令和4年度における措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

事案名	要求内容	処理結果 (年月日)	備考
令和4年(措) 第1号及び第2号 要求事案	給与関係、 パワーハラスメント関係	棄却 (R4.6.1)	
令和4年(措) 第3号要求事案	その他 (職務内容等)	却下 (R5.3.30)	
令和5年3月28日 付け要求事案	その他 (新聞掲載事項の訂正)	却下 (R5.4.24)	不受理

##### (2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行う。また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行う。

令和4年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

事案名	処分内容	処分事由	審理方式	処理結果 (年月日)	備考
令和4年4月25日 付け請求事案 令和4年6月14日 付け請求事案	訓示(職務命令) 学部や校務分掌 に所属せず、教育 活動補助の労務 医ケアルームでの 終日勤務	マスク不着用	—	却下 (R4.7.7)	不受理
令和5年1月23日 付け請求事案	同上	同上	—	却下 (R5.3.28)	不受理
令和5年(審) 第1号請求事案	懲戒処分: 停職8月	欠勤、職場内 秩序びん乱	公開 口頭審理	—	係属中

### (3) 職員の苦情相談制度

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談があった場合に、相談者に対して制度の説明や助言等を行うほか、必要に応じて、関係当事者に対して指導、あっせん等の措置を行う。

令和4年度における苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

区分	転任・昇任	辞職	給与	勤務条件	服務	厚生福祉	ハラスメント	人事評価	その他	計
県分	2	1	2	5			8		2	20
委託団体分				1		1	4			6

## 5 監理関係業務

### (1) 管理職員等の範囲改正

組織の改編等により、次のような改正を行った。

#### ① 県関係

令和5年4月組織改編関係で追加指定した職、削除した職はない。

#### ② 委託団体関係

○ 令和5年5月19日改正（令和5年4月組織改編関係）

##### ア 追加指定した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	公共施設管理推進監
		管理係長（資産マネジメント課）
	教育委員会事務局	課長補佐（教育総務課）
		総務係長（教育総務課）
大江町	町長部局	子育て推進室長
		治水対策室長
三川町	町長部局	室長

##### イ 削除した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	管理係長（管財課）
		総括主幹（管理課）
	教育委員会事務局	課長補佐（管理課）
		企画総務係長（管理課）
天童市	市長部局	健康推進監
小国町	教育委員会事務局	園長

### (2) 職員団体の登録

① 令和5年3月末現在登録されている団体数〔（ ）内は法人格を有するもの〕

県 関 係	8 ( 4 )
委 託 団 体 関 係	36 ( 11 )
市 町 村	34 ( 10 )
一 部 事 務 組 合	2 ( 1 )

② 変更登録状況（令和4年度）

区 分	変更登録 組 合 数	登 録 事 項 別 件 数				
		名 称	所 在 地	規 約	役 員	計
県 関 係	4			1	7	8
委 託 団 体 関 係	22			3	26	29
計	26			4	33	37

登録職員団体一覧表

登録番号	職員団体名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)	主たる事務所の所在地	役員任期
県2	山形県高等学校障がい児学校 教職員組合	S41.10.8	単位	有 S47.7.10	山形市木ノ実町12番37号	4/1～3/31
"3	自治労山形県職員労働組合	"	"	" S50.7.23	山形市松波二丁目8番1号	1年(大会～大会)(7/1～6/30)
"4	山形県教職員組合	"	"	" S44.7.25	山形市木ノ実町12番37号	2年(会計監査委員1年)(4/1～翌々年3/31)
"5	米沢市教職員組合	H3.8.6	"	無	米沢市門東町2-3-27(教育と文化の会館内)	執行委員長・書記長2年、他の役員1年
"6	東置賜教職員組合	"	"	"	南陽市二色根45-2(労働福祉会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
"7	北村山教職員組合	H4.11.26	"	有 H16.1.23	村山市榎岡大沢川5-4(北村山教育会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
"8	全山形教職員組合	H5.1.19	連合	無	山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	1年(定期大会～次期定期大会)
"9	山形県高校教職員組合	H21.1.15	単位	"	山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	4/1～3/31
市1	大石田町職員労働組合	S41.10.8	"	"	大石田町大字大石田乙630番地	11月～10月
"2	寒河江市職員労働組合	"	"	"	寒河江市中央一丁目9番45号	6/1～5/31
"3	庄内町職員労働組合	"	"	"	庄内町余目字町132番地の1	7/1～6/末
"4	新庄市職員労働組合	"	"	"	新庄市沖の町10番37号	大会～次期大会
"6	戸沢村職員労働組合	"	"	"	戸沢村大字古口270番地	6/1～5/31
"7	山辺町職員労働組合	"	"	"	山辺町緑ヶ丘5番地	大会～次期大会
"8	天童市職員労働組合	"	"	"	天童市老野森一丁目1番地の1	大会～次期大会
"13	西川町職員労働組合	"	"	"	西川町大字海味510番地	12/1～11/30
"14	三川町職員労働組合	"	"	"	三川町大字横山字西田85番地	5/1～4/30
"15	上山市職員労働組合	"	"	"	上山市河崎一丁目1番10号	1年(大会～大会)
"16	高島町職員労働組合	"	"	有 S41.10.8	高島町大字高島436番地	1年(大会～大会)
"17	遊佐町職員労働組合	"	"	" S41.10.8	遊佐町大字遊佐町舞鶴211番地	1年
"19	朝日町職員労働組合	"	"	無	朝日町大字宮宿115番地	4/1～3/31
"20	山形市役所職員労働組合	"	"	有 S41.10.8	山形市旅籠町二丁目3番25号	1年
"21	村山市職員労働組合	"	"	" S41.10.8	村山市中央一丁目3番6号	10月～9月
"23	尾花沢市職員労働組合	"	"	" S55.7.19	尾花沢市若葉町一丁目2の3	1年(大会～大会)
"24	東根市職員労働組合	"	"	" S55.7.1	東根市中央一丁目1番1号	10/1～9/30
"25	河北町職員労働組合	"	"	" S57.9.1	河北町谷地戊81番地	10/1～9/30
"26	舟形町職員労働組合	"	"	" S53.12.7	舟形町舟形263番地	2年

登録番号	職員団体名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)	主たる事務所の所在地	役員任期
市29	中山町職員労働組合	S41.10.8	単位	無	中山町大字長崎120番地	大会～次期大会
"30	長井市職員労働組合	"	"	有	長井市栄町1番1号	大会翌日～次期大会
"31	鯉川村職員労働組合	S41.11.9	"	"	鯉川村大字佐渡2003番地の7	1年(大会～大会)
"32	川西町職員労働組合	S42.6.28	"	無	川西町大字上小松977番地の1	1年(総会～総会)
"33	大江町職員労働組合	S42.8.1	"	"	大江町大字左沢882番地の1	6/1～5/31
"36	南陽市職員組合	S43.4.5	"	"	南陽市三間通436番地の1	11/1～10/31
"37	金山町職員労働組合	S44.7.25	"	"	金山町大字金山324番地の1	11/1～10/31
"38	小国町職員労働組合	S45.4.10	"	"	小国町大字小国小坂町二丁目70番地	大会翌日～2年後の大会
"42	真室川町職員労働組合	S50.3.24	"	"	真室川町大字新町127番の5	11/1～10/31
"43	飯豊町職員労働組合	S54.11.20	"	"	飯豊町大字椿2888番地	2年
"44	大蔵村職員労働組合	S60.6.25	"	"	大蔵村大字清水2528番地	1年
"45	酒田市職員労働組合	S62.4.1	"	"	酒田市本町二丁目2番45号	1年
"47	白鷹町職員労働組合	H8.10.11	"	"	白鷹町大字荒砥甲833番地	12/1～11/30
"48	最上町職員労働組合	H10.3.11	"	"	最上町大字向町644番地	1/1～12/31
"49	鶴岡市職員労働組合	H10.4.1	"	"	鶴岡市馬場町9番25号	11月定期大会～次期定期大会
組1	東根市外二市一町共立衛生 処理組合職員労働組合	S42.4.28	"	有	東根市大字野田字シタ2038番地	10/1～9/30
"2	置賜広域行政事務組合 職員労働組合	S52.3.15	"	無	書記長所在の事業所	7/1～1年間

(3) 労働基準監督機関としての職権行使

① 令和4年度号別区分表

(令和4年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育庁本庁、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

( )内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

② 令和5年度号別区分表

(令和5年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門学校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病害虫防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育局本局、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

( )内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。



③ 特定機械等の設置状況（令和4年3月31日現在）

区 分	知 事		教育委員会		警 察 本 部		計	
	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数
ボ イ ラ ー								
第一種圧力容器	3	3	4	5			7	8
計	3	3	4	5			7	8

④ 業務実施状況

ア 許認可、検査、届出等処理件数

項 目		知事等	教育委員会	警察本部	計	備 考
時間外労働・休日労働の協定届		25	67	1	93	
非常災害時等による労働時間延長届						
宿直または日直勤務許可		1			1	
断 続 的 労 働 許 可		1			1	
解 雇 予 告 除 外 認 定			2		2	
ボイラー	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査					
	取扱作業主任者選任報告					
	廃 止 届					
	休 止 届					
	是 正 報 告					
第一種圧力容器	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査	3	5		8	
	廃 止 届					
	休 止 届					
機 械 等 設 置 届						
定期健康診断結果報告		1	1	1	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告		1	1	1	3	
電離放射線健康診断結果報告		1		1	2	
特定化学物質健康結果診断報告		1		1	2	
有機溶剤等健康診断結果報告		1		1	2	
有機業務(歯)健康診断結果報告		1			1	
高気圧業務健康診断結果報告		1		1	2	
鉛健康診断結果報告				1	1	
石綿健康診断結果報告		1			1	
有機溶剤業務適用除外認定許可						
衛生管理者選任報告		1	1	1	3	
産業医選任報告		1	1	1	3	

イ 性能検査の実施

ボイラー及び第一種圧力容器については、労働安全衛生法第41条第2項により、検査代行機関の公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会の技術援助を受けて実施している。

ウ 事業場の号別決定

組織改編に伴い、令和4年10月に事業場（1か所）を新設した。

【新設事業場】

部 局	事 業 場 名	号 別	備 考
警察本部	高速道路交通警察隊新庄分駐隊	官公署	高速道路交通警察隊に新庄分駐隊を新設

エ 事業場の個別監督調査

135の事業場に対して監督調査を実施し、問題点のあった事業所に対しては、是正するよう指導した。

部 局	号 別	調 査 事業所数	問題点を是正 するよう指導 した事業所数	内 容
知 事	12号	25	4	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 衛生管理者関係 (安衛法第12条) ○ 特殊健康診断関係 (安衛法第66条)
	官公署	16	0	
教育委員会	12号	71	4	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 衛生委員会関係 (安衛法第18条)
	官公署	0	0	
警 察 本 部	12号	1	0	
	官公署	22	0	
計		135	8	

## 6 公平委員会の事務委託関係業務

### (1) 委託状況

委託状況 団体区分	R 3 年度末の状況	R 4 年度中における変動		R 4 年度末の状況
		廃止	新規	
市	12 (米沢市を除く)	0	0	12 (米沢市を除く)
町 村	22 (全町村)	0	0	22 (全町村)
一部事務組合	15 (※1)	0	0	15 (※1)
広域連合	2 (※2)	0	0	2 (※2)
計	51	0	0	51

#### (※1) 事務委託一部事務組合名

団 体 名	団 体 名
山形県消防補償等組合	置賜広域行政事務組合
山形県自治会館管理組合	西村山広域行政事務組合
山形県市町村職員退職手当組合	北村山広域行政事務組合
東根市外二市一町共立衛生処理組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
北村山公立病院組合	山形広域環境事務組合
松川堰組合	西置賜行政組合
庄内広域行政組合	酒田地区広域行政組合
最上広域市町村圏事務組合	

#### (※2) 事務委託広域連合名

団 体 名	団 体 名
最上地区広域連合	山形県後期高齢者医療広域連合

### (2) 委託事務処理に要した経費

事務処理経費総額：817,000円

なお、以下の算定方法により、各団体の負担額を算定し徴収した。

- ・ 団体負担額 1 団体あたり9,000円
- ・ 職員数加算額 職員数に応じた定額 (0 ～ 47,000円)
- ・ 職員団体加算額 職員団体 1 団体あたり1,000円